

見附市、見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミック」

## デザイン利用におけるガイドライン



見附市、見附市観光物産協会

平成26年10月

## 1. ガイドラインの目的

見附市、見附市観光物産協会のオリジナルキャラクター「ミッケ」のデザインについて、イベントやPR媒体などで皆様から適正に利用していただくために、その基準を示したものです。

本ガイドラインは、「見附市及び見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」のデザイン利用に関する要綱」をもとに作成しています。

## 2. 見附市、見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」



見附市、見附市観光物産協会キャラクター

「ミッケ」は平成14年10月に誕生しました。見附市と見附市観光物産協会のオリジナルキャラクターとして、見附を広くPRするために活躍しています。

ミッケはどんなキャラクター？

人間の子どもによく似たニットの妖精。みんなのセーターやマフラーの編み目の間に住んでいる。オシャレだが、普段は毛糸のパンツとニットの帽子。トレードマークはMの形をしたでべそ。

## 3. 「ミッケ」デザインの利用について

見附市、見附市観光物産協会のオリジナルキャラクター「ミッケ」のデザインの利用にあたっては、以下の利用方法を十分ご確認ください。

### ◆名称について

見附市、見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」

### ◆著作権等

#### (1) 利用許可について

キャラクターの利用承認に係る権利は、見附市及び見附市観光物産協会に帰属します。

そのため、ミッケのデザインを利用する場合、あらかじめ見附市長（以下、市長）及び見附市観光物産協会会長（以下、会長）の許可を受ける必要があります。

「見附市及び見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミック」のデザイン利用に関する要綱」をご確認のうえ、「利用許可申請書」を提出してください。申請された内容を審査し、利用許可の可否について通知します。

## (2) 利用できるデザイン

利用できるデザインは次の3種類です。



① 正面を向いているミック



② 自転車に乗っているミック



③ ウォーキングをしているミック

実際にデザインを使用される場合は、電子メールにてデータを送付いたします。

上記以外のデザインを作成して利用を希望する場合、利用者がデザイン製作費を負担し、ミックデザイン著作者がデザインを作成します。その場合、作成したデザインは著作者に帰属し、第三者が使用できるものとなります。

## (3) 禁止事項

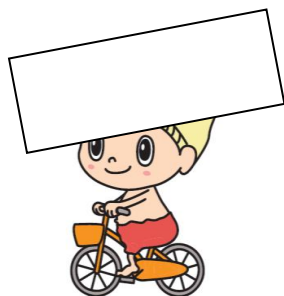
### A. デザイン変更について

下記の例のようにデザインを変更するような利用はできません。

<例>



◆ 変形する



◆ 文字や図形などを重ねる



◆ ないものを加える



◆ キャラクターを解体する

### B. 利用目的等

以下のいずれかに該当する場合は、ミックデザインを利用することができません。

- ① 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- ② 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用すると認められるとき。
- ③ 市や協会の品位を傷つけると認められるとき。

- ④ミッケのイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認められるとき。
- ⑤暴力団、暴力団員及びそれらと実質的関与があると認められるとき。
- ⑥風俗営業に利用すると認められるとき。
- ⑦その他、市長及び会長が利用を不相当と判断したとき。

#### (4) 利用上の遵守事項

ミッケデザインを利用する際は、次の事項を守ってください。

- ①利用を許可された内容により利用し、市長及び会長の指示する条件に従うこと。
- ②市長及び会長が当該利用に係る物件の完成品等の提出を求めた場合、その指示に従うこと。
- ③「見附市、見附市観光物産協会キャラクター「ミッケ」」または、「見附のイメージキャラクター「ミッケ」」の表記を付すこと。

<p>【問合せ先】 見附市観光物産協会事務局（見附市産業振興課内） 〒954-8686 新潟県見附市昭和町 2-1-1 TEL 0258-62-1700（内線 228）</p>
--